



2024年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ワコールホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 矢島 昌明
(コード番号3591 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長 廣岡 勝也
(TEL 075-682-1010)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2024年6月25日開催予定の当社第76期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して、当社取締役会が定める一定期間を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」といいます。）の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2005年6月29日開催の当社第57期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）として、また、2021年6月29日開催の当社第73期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額7,000万円以内としてご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、下記の内容にて、対象取締役に對する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等を支給し、また、業績連動型譲渡制限付株式の払込みに充てるために支給する金銭報酬債権の総額を、年額7,000万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要（金銭報酬の額の算定方法等）

(1) 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、取締役会において定める一定期間を業績評価期間（以下、「対象期間」といいます。）として、対象取締役に對して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じ

て、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を上記の年額 7,000 万円の範囲内で支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けます。

そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、上記金銭報酬債権の支給までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位からも退任した者を除きます。）が下記（6）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

初回の対象期間は、2024年4月1日～2025年3月31日とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2025年3月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降において、取締役会において定める一定期間を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものといたします。

（2）業績連動型譲渡制限付株式の総数

各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各事業年度において 28,000 株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

（3）交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします（ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものといたします。）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものといたします。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

個人別基本報酬額（※1）×業績支給率（※2）÷1株当たりの業績連動型譲渡制限付株式の価格（※3）

※1 個人別基本報酬額＝基本報酬月額×役員別係数

各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の業績評価指標の数値目標等の達成率に応じ、0～100%の範囲で当社取締役会において決定いたします。また、複数の業績評価指標を用いる場合には、各業績評価指標の数値目標の達成率に基づき算出する交付株式数の合計数を各対象取締役に対する交付株式数とします。

※3 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、業績連動型譲渡制限付株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定いたします。

初回の対象期間における業績評価指標及び業績支給率は以下の内容とする予定です。

業績評価指標①		業績評価指標②	
連結 ROE (7%)	業績支給率	連結事業利益 (130 億)	業績支給率
達成率 100%以上	50%	達成率 100%以上	50%
達成率 100%未満	0%	達成率 100%未満	0%

※事業利益 = 売上収益 - (売上原価 + 販売費及び一般管理費)

(4) 交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われるものといたします。

①対象期間中に対象取締役が継続して当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員 of いずれかの地位にあったこと

②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合又は対象期間中に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により、当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員 of いずれの地位からも退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額 7,000 万円の範囲内で、支給することができるものとする。

また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に対象取締役が死亡した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額 7,000 万円の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して支給することができるものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額 7,000 万円の範囲内で、対象取締役に対して支給することができるものといたします。

(6) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

①譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員 of いずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以上